

関原発第511号  
平成31年2月8日

原子力規制委員会  
原子力規制庁 殿

関西電力株式会社  
取締役社長 岩根 茂樹

大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成30年7月27日に大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴う発電用原子炉設置変更許可の申請を致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、既申請案件を後申請案件より優先して審査して頂きますようお願い致します。

なお、既申請案件の許可後、後申請案件に対する補正申請を実施する予定です。

**【既申請案件】**

1. 申請書名：大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成30年7月27日(関原発第230号)
3. 変更の理由：
  - (1) 3号及び4号炉共用の緊急時対策所建屋内に緊急時対策所を設置する。
  - (2) 3号炉及び4号炉の重大事故等対策に係る体制を変更する。なお、この変更に伴い、1号炉及び2号炉の運転員に係る記載を、最新の記載形式に合わせる。

**【後申請案件】**

1. 申請書名：大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成31年2月8日(関原発第508号)
3. 変更の理由：
  - (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、3号炉及び4号炉における中央制御室、緊急時対策所等に対して、有毒ガスの発生に対する防護方針について記載する。